

食品安全委員会（第486回会合）議事概要

日時：平成25年8月26日（月） 14：00～16：36
場所：食品安全委員会大会議室
出席者：熊谷委員長ほか6名出席
傍聴者：報道1名、行政機関6名、一般13名

議事概要

（1）食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

- ・ 農薬18品目（⑨～⑱はポジティブリスト制度関連）
 - ①イマザピック ②カスガマイシン
 - ③ジメトモルフ ④スピネトラム
 - ⑤スルホキサフロル ⑥フルジオキシニル
 - ⑦フルフェナセット ⑧フロニカミド
 - ⑨DBEDC ⑩アシュラム
 - ⑪イマザピル ⑫ノニルフェノールスルホン酸銅
 - ⑬フルアジホップ ⑭イマザモックスアンモニウム塩
 - ⑮ヒメキサゾール ⑯フェンメディファム
 - ⑰メトリブジン ⑱リニューロン
- ・ 農薬及び動物用医薬品4品目（③及び④はポジティブリスト制度関連）
 - ①オキシリニック酸 ②ジノテフラン
 - ③デルタメトリン及びトラロメトリン
 - ④ジヒドロストレプトマイシン及びストレプトマイシン
- ・ 農薬、動物用医薬品及び飼料添加物 1品目
オキシテトラサイクリン
- ・ 動物用医薬品2品目（②はポジティブリスト制度関連）
 - ①ジクラズリル ②アルベンダゾール
- ・ 飼料添加物1品目
ジブチルヒドロキシトルエン
- ・ 農薬3品目（③はポジティブリスト制度関連）
 - ①イマザピル ②イマザピック
 - ③デルタメトリン及びトラロメトリン

→厚生労働省及び農林水産省並びに担当委員の三森委員から説明。

「ジメトモルフ」、「スピネトラム」、「フルジオキシニル」、「フルフェナセット」、「フロニカミド」、「オキシリニック酸」及び「オキシテトラサイクリン」の7品目については、今後、委員会において審議を行い、必要に応じて評価書を改訂することとなった。

「イマザピック」は農薬専門調査会において調査審議することとし、「ジブテフラン」については、まず先に農薬専門調査会において

調査審議することとなった。

「ジヒドロストレプトマイシン及びストレプトマイシン」については、まず先に肥料・飼料等専門調査会で審議を行った後に農薬専門調査会において審議することとなった。

「デルタメトリン及びトラロメトリン」1品目については、まずは農薬専門調査会において審議を行った後に、動物用医薬品専門調査会において審議することとなった。

「ジクラズリル」及び「アルベンダゾール」については、動物用医薬品専門調査会で審議することとし、「ジブチルヒドロキシトルエン」については、肥料・飼料等専門調査会で審議することとなった。

その他の12品目については、農薬専門調査会において審議することとなった。

・動物用医薬品及び飼料添加物2品目

- ①アビラマイシン ②ナラシン

→厚生労働省から説明。

本件については、平成21年10月8日付けの委員会決定「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」の1の(1)「新たな科学的知見の存在が確認されないとき」に当たるものとして、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当するものとされた。

・遺伝子組換え食品等1品目

p-ヒドロキシフェニルピルビン酸ジオキシゲナーゼ阻害型除草剤及び除草剤グルホシネート耐性ダイズSYHTOH2系統

→厚生労働省及び農林水産省から説明。

本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することとなった。

・特定保健用食品 1品目

レア スウィート

→消費者庁から説明。

本件については、新開発食品専門調査会において審議することとなった。

(2) 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について

- ・「オルビフロキサシン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「オルビフロキサシンを有効成分とする豚の飲水添加剤」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当委員の三森委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書（案）については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答（案）の作成及び評価書（案）への反映を肥料・飼料等専門調査会に依頼することとなった。

- (3) 肥料・飼料等／微生物・ウイルス合同専門調査会（薬剤耐性菌に関するワーキンググループ）における審議結果について
- ・「フラボフォスフォルポール」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当委員の熊谷委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書（案）については、一部修正の上、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答（案）の作成及び評価書（案）への反映を肥料・飼料等／微生物・ウイルス合同専門調査会に依頼することとなった。

- (4) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について
- ・農薬「シアントラニリプロール」に係る食品健康影響評価について
 - ・農薬「ピリミジフェン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「シアントラニリプロールの一日摂取許容量を0.0096 mg/kg 体重/日と設定する。」「ピリミジフェンの一日摂取許容量を0.0015 mg/kg 体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

- ・食品衛生法第11条第3項の規定に基づき人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が別に定める物質（対象外物質）「アザジラクチン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「アザジラクチンは、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるとは考えられない。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

- ・農薬取締法第2条第1項ただし書きにおいて、その原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬（特定農薬）「エチレン」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬取締法第2条第1項ただし書きにおいて、その原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬（特定

農薬)「焼酎」に係る食品健康影響評価について

- ・農薬取締法第2条第1項ただし書きにおいて、その原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬(特定農薬)「電解次亜塩素酸水」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「エチレン」、「焼酎」及び「電解次亜塩素酸水」ともに、「農薬として想定しうる使用方法に基づき通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康に悪影響を及ぼすおそれはないと考えられる。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(農林水産省及び環境省)へ通知することとなった。

- ・動物用医薬品「エトキサゾールを有効成分とする鶏舎のワクモ駆除剤(ゴッシュ)」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「エトキサゾールを有効成分とする鶏舎のワクモ駆除剤(ゴッシュ)が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられる。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(農林水産省)へ通知することとなった。

- ・遺伝子組換え食品等「除草剤ジカンバ耐性ダイズMON87708系統」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「除草剤ジカンバ耐性ダイズMON87708系統については、『遺伝子組換え食品(種子植物)の安全性評価基準』に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないものと判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(農林水産省)へ通知することとなった。

(5) 食品安全関係情報(7月27日~8月9日収集分)について

→事務局から報告。

欧州連合(EU)が7月31日に公表した海藻類を主成分とする魚卵類似物に特定の食品添加物の使用を認可した件の概要を報告。

(6) 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等(平成25年7月分)について

→事務局から報告。